

「植物園整備検討に係る有識者懇話会」設置要領

(目的)

第1条 京都府立植物園が、2024年に開園100周年を迎えることから、「生きた植物の博物館」の理念の下、ハード・ソフト両面を見据え策定した「京都府立植物園100周年未来構想」を具現化するため、幅広い視点から多様な意見を聴取することを目的に「植物園整備検討に係る有識者懇話会」を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 京都府立植物園の魅力向上及び施設等の整備に関すること。
- (2) 京都府立植物園の研究・教育機能の強化に関すること。
- (3) 国内外の先進的な植物園における取組事例に関すること。
- (4) 北山エリア内の他施設との連携に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、選任された日から1年とし、再任することができる。
- 3 懇話会に座長を置き、座長は委員の互選により定める。
- 4 知事は、必要に応じて会議を招集する。
- 5 座長は、議事を運営する。
- 6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第5条 知事は、懇話会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月31日から施行する。

(別 表)

植物園整備検討に係る有識者懇話会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
石川 美枝子	植物画家
岩科 司	前公益社団法人日本植物園協会 会長
岩槻 邦男	東京大学名誉教授 兵庫県立人と自然の博物館 名誉館長
角野 幸博	関西学院大学建築学部教授 学部長
染川 香澄	ハンズ・オン プランニング代表
田中 誠二	学校法人大和学園 理事長
田中 安比呂	賀茂別雷神社（上賀茂神社） 宮司
畑 正高	株式会社松栄堂 代表取締役社長
松谷 茂	元京都府立植物園 園長
水上 元	名古屋市立大学 名誉教授 前高知県立牧野植物園 園長
遊川 知久	国立科学博物館植物研究部 多様性解析・保全グループ長 千葉大学大学院 客員教授